

老朽危険空き家等解体撤去補助金について

市民の安心安全を確保するとともに、生活環境の改善を図り、併せて地域の活性化にも寄与することを目的に、老朽危険空き家等を解体撤去する所有者等に対して、補助金を交付します。

1 対象となる建築物

居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物で、倒壊など著しく危険のおそれがあり、周辺の生活環境に与える影響が大きいもの（老朽危険空き家等）が対象です。ただし、以下に該当するものは対象外となります。

- ・ 当該老朽危険空き家等に抵当権その他第三者の権利が設置されているもの
- ・ 火災その他災害を原因とするもの
- ・ 公共事業による移転等に伴う補償の対象となっているもの
- ・ この補助金のほかに、解体撤去工事に関して他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定があるもの

注：対象建築物に附属する建築物（車庫や倉庫など）についても対象とすることができます。また、倒壊などの危険性については、市で現地を確認します。

2 補助対象者

市内に存する対象建築物の所有者*またはその所有者から当該老朽危険空き家等の解体撤去について委任を受けた者で、補助金の交付申請の日において、本市の市税等を滞納していない者。ただし、以下に該当する者は対象外となります。

- ・ 当該老朽危険空き家等が共有物（共有名義又は相続人が複数存在するもの）であり、解体撤去工事を行うことについて共有者全員の同意を得ていない者
- ・ 老朽危険空き家等の所有者と土地の所有者とが異なる場合で、解体撤去工事を行うことについて当該土地の所有者の同意を得ていない者
- ・ 不動産の販売又は貸付け（駐車場等の貸付を含む。）を業とする者で、当該業を営むために必要とする解体撤去工事を行う者

※所有者とは、登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記載されている者で、その相続人を含みます。

3 補助の対象となる工事

補助対象者が解体撤去業者*に依頼する解体撤去工事であって、補助対象工事に要する経費が税込 30 万円以上のものとなります。なお、補助対象工事に要する経費とは、総工事費から建物の解体撤去に要しない経費（家財道具、機械、車両等の移転又は処分費用）を除いた額です。

※解体撤去業者とは、市内に本店を有し、建設業法第 3 条に規定する許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 21 条の登録を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の許可を受けた業者をいいます。

4 補助金の額

補助対象工事に要する経費の額の3分の1以内、上限額は30万円です。なお、補助金額1,000円未満は切捨てとなります。

また、補助対象工事に要する経費の上限額は、対象建築物の延べ面積に27,000円を乗じた金額となります。

5 土地所有者の責務

老朽危険空き家等の解体撤去後は、当該土地を適切に管理しなければなりません。

※住宅や店舗などの建設に活用するほか、売却や適切な管理を行うなど跡地の利用方法を補助金交付申請書に記載する必要があります。

6 注意していただきたいこと

- (1) 解体工事着手後の申請については適用されませんので必ず解体工事着手前に申請してください。
- (2) 予算の上限に達した時点で申請受付を締め切ります。また、解体撤去工事は年度内に完了していただくことになります。
- (3) 空き家を解体撤去した敷地の固定資産税が上がる場合があります。

7 補助金交付申請書類

- ・ 補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 解体撤去工事実施計画書（第2号様式）
- ・ 補助対象建築物の位置図、配置図及び平面図（延べ面積を確認できるもの）
- ・ 工事見積書（補助対象工事の経費を確認することができるもの）
- ・ 解体撤去工事着手前の現況写真
- ・ 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書【未登記の場合】
- ・ 相続人であることを確認できる書類【相続人が申請する場合】
- ・ 委任状【補助対象者が老朽危険空き家等の所有者でない場合】
- ・ 市税等納付状況調査同意書（第3号様式）又は市税等を滞納していないことを示す証明書
- ・ 誓約書（第4号様式）
- ・ 確約書（第5号様式）【共有物である場合】
- ・ 同意書（第6号様式）【老朽危険空き家等の所有者と土地の所有者が異なる場合】
- ・ その他必要と認められる書類

問い合わせ先

霧島市役所 建築指導課（本庁5階）

TEL 0995-64-0954 FAX 0995-47-1441